

3) 水質汚濁

熊本県における「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和47年熊本県条例第63号)」の排水基準(上乗せ排水基準)を表2.2.7.14-5に示す。

表 2.2.7.14-5(1) 人の健康の保護に係る項目の上乗せ排水基準(適用区域:公共用水域全域)

有害物質	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L
シアン化合物	0.1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトンおよびEPNIに限る。)	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	0.05 mg/L
六価クロム化合物	0.05 mg/L
砒素(ひそ)及びその化合物	0.01 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.0005 mg/L
トリクロロエチレン	0.03 mg/L
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L
ジクロロメタン	0.02 mg/L
四塩化炭素	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L
チラウム	0.006 mg/L
シマジン	0.003 mg/L
チオベンカルブ	0.02 mg/L
ベンゼン	0.01 mg/L

注) 1.上乗せ排水基準は、「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月第64号)」により検定した場合における検出値によるものとする。

2.「検出されないこと。」とは、「排水基準を定める総理府令」第2条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

3.砒素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行の際現にゆう出している温泉(「温泉法」第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

4.この表に掲げる上乗せ排水基準は、「水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)」別表第1第1号、第19号、第20号、第21号、第21号の3、第21号の4、第22号、第23号、第23号の2、第24号、第25号、第26号、第27号、第28

号、第 29 号、第 31 号、第 32 号、第 33 号、第 34 号、第 35 号、第 36 号、第 37 号、第 41 号、第 43 号、第 44 号、第 46 号、第 47 号、第 48 号、第 49 号、第 50 号、第 51 号、第 51 号の 2、第 51 号の 3、第 52 号、第 53 号、第 54 号、第 55 号、第 56 号、第 57 号、第 58 号、第 61 号、第 62 号、第 63 号、第 63 号の 2、第 64 号、第 65 号、第 66 号、第 67 号、第 68 号、第 68 号の 2、第 70 号、第 70 号の 2、第 71 号の 2、第 71 号の 3、第 71 号の 4、第 71 号の 5、第 71 号の 6、第 74 号に掲げる施設を設置する特定事業場に限り適用する。

5. 出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき排水基準を定める条例」

表 2.2.7.14-5(2) 生活環境に係る項目の上乗せ排水基準(適用区域:球磨川水域)

項 目		許容限度					適用の日
		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量 (mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大	動植物油 脂類含有 量 (最大)	
区 分	日間平均	最大	日間平均	最大			
既 設	豚房施設・牛房施設又は馬房施設をもつもの	80	100	90	120	—	昭和 61 年 7 月 1 日
	食料品製造業 (蒸留酒又は混成酒製造業を除く。)	80	100	70	90	—	昭和 48 年 6 月 24 日 (冷凍調理食品製造業については昭和 61 年 7 月 1 日)
	一般製材業、木材チップ製造業及びパルプ製造業	100	120	60	80	—	昭和 61 年 7 月 1 日
	紙又はパルプ製造業	—	—	60	80	—	昭和 48 年 6 月 24 日
	染色整理業	20	25	60	80	—	〃
	旅館業	80	100	70	90	—	昭和 61 年 7 月 1 日
	と畜場	60	80	70	90	—	昭和 48 年 6 月 24 日
	し尿処理施設	30	—	—	—	—	〃
その他のもの (蒸留酒又は混成酒製造業、採石業に係る採取場又は砂利採取場及び鉱業を除く)	30	40	70	90	10	昭和 48 年 6 月 24 日 昭和 61 年 7 月 1 日 (追加特定施設に係る施設のみ)	

新	豚房施設・牛房施設又は馬房施設をもつもの	60	80	70	90	—	昭和 61 年 7 月 1 日
	食料品製造業	60	80	70	90	—	昭和 48 年 6 月 24 日 (冷凍調理食品製造業については昭和 61 年 7 月 1 日)
増	一般製材業、木材チップ製造業及びパーティクルボード製造業	80	100	40	60	—	昭和 61 年 7 月 1 日
	旅館業	50	60	50	70	—	〃
	と畜場	60	80	70	90	—	昭和 48 年 6 月 24 日
設	し尿処理施設	—	30	—	70	—	〃
	その他のもの (採石業に係る採取場又は砂利採取場及び鉱業を除く)	20	25	60	80	10	昭和 48 年 6 月 24 日 昭和 61 年 7 月 1 日 (追加特定施設に係る施設のみ)

注) 1.「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。

2.この表に掲げる排水基準は一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場(旅館業に係る事業場にあつては、収容定員が 74 人以上の事業所に限る。)(以下「特定事業場」という。))に係る排水について適用する。

3.この表において「既設の工場又は事業場」とは、昭和 60 年 7 月 1 日において現に「水質汚濁防止法施行令」(以下「政令」という。))別表第一に掲げる特定施設(以下「特定施設」という。)を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)をいい、「新設、増設の工場又は事業場」とは昭和 60 年 7 月 1 日の後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場(同日において特定施設の設置の工事を行っているものを除く。)をいう。

4.昭和 60 年 7 月 1 日において現に特定施設を設置する工場又は事業場(同日において特定施設の設置の工事を行っているものを含む。))が新たに特定施設を設置(増設を含む。))した場合における当該工場又は事業場に適用される排水基準は、次の式による。

$$C = \frac{aA + bB}{a + b}$$

この式において C、a、b、A 及び B は、それぞれ次の値を表すものとする。

C: 当該工場又は事業場に適用される排水基準

a: 既設の施設に係る排水量

b: 新たに設置(増設を含む。)される施設に係る排水量

A: 既設の施設に係る排水基準

B:新たに設置(増設を含む。)される施設に係る排水基準

5.前項の規定は、「新設・増設の工場又は事業場」が新たに特定施設を設置(増設を含む。)した場合における当該工場又は事業場に適用される排水基準について準用する。

6.この表の業種の欄に掲げる業種は、昭和57年7月1日現在における政令別表第一に掲げる特定施設に係る業種に限るものとする。

7.昭和61年7月1日現在、上乘せ排水基準の適用を受けている工場又は事業場で、昭和60年7月1日までに特定施設を設置(増設を含む。)し、又は設置の工事に着手したものに係る排水基準については、なお従前の例による。

8.追加特定施設とは、昭和47年10月1日から昭和57年7月1日迄に追加された次の特定施設の業種及び施設をいう。

(追加特定施設)1の2、18の2、18の3、21の2、21の3、21の4、23の2、51の2、51の3、63の2、64の2、66の2、68の2、69の2、70の2、71の2、71の3、71の4

9.出典:「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき排水基準を定める条例」

表 2.2.7.14-5(3) 生活環境に係る項目の上乗せ排水基準(適用区域:公共用水域全域)

項 目	許容限度	
	日間平均	最大
水素イオン濃度(pH)	—	5.8~8.6(海域以外) 5.0~9.0(海域)
生物学的酸素要求量(BOD)	120mg/L	160mg/L
化学的酸素要求量(COD)	120mg/L	160mg/L
浮遊物質(SS)	150mg/L	200mg/L
ノルマルヘキサ ン抽出物 質含有量	—	5mg/L
動植物油類含有量	—	30mg/L
大腸菌群数	3,000 個/cm ³	—

注) 1.「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。

2.この表に掲げる排水基準は一日当たりの平均的な排水の量が20m³以上 50m³未満の特定事業場に係る排水について適用する。

3.水素イオン濃度についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用せず、温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については当分の間、適用しない。

4.生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

5.出典:「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき排水基準を定める条例」